

総 政 企 第 95号  
平 成18年3月10日

統計審議会会長

美 添 泰 人 殿

総 務 大 臣

竹 中 平 蔵

諮問第309号

特定サービス産業実態調査の改正について

統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3の規定に基づき、別添「特定サービス産業実態調査の改正計画（案）」について、統計審議会の意見を求める。

## 理 由

経済産業省は、平成18年に実施を予定している特定サービス産業実態調査（指定統計第113号を作成するための調査）について、別添のとおり、行政施策に反映させる観点からサービス産業を包括的にとらえる統計整備が求められていることを踏まえ、調査対象の変更、調査事項・調査票様式の変更、標本調査の導入等を行うことにより、これまで行われてきた業種の特性及び実態の把握を行う調査から、我が国のサービス産業のうち特定分野における産業の実態を包括的に把握する調査に改めることを計画している。

また、本調査の母集団情報については、これまで利用してきた名簿では十分な把握を行うことができていない状況を踏まえ、よりの確に調査対象を把握することが可能と考えられる事業所・企業統計名簿を利用することを計画している。

今回の改正計画については、統計の体系的整備、統計需要への的確な対応、報告者負担の軽減等の観点から検討する必要がある。